

令和7年 第6回定例会

# 道志村議会会議録

令和7年12月9日 開会

令和7年12月12日 閉会

道志村議会

## 令和7年第6回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (12月9日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○一般質問	9
長 田 和 夫 君	9
山 口 栄 一 君	17
佐 藤 徹 君	21
佐 藤 真 澄 君	27
佐 藤 広 一 君	33
仲 井 義 晶 君	39
○閉議の宣告	48
○散会の宣告	48

### 第 2 号 (12月12日)

○議事日程	51
-------	----

○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5 2
○開議の宣告	5 3
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第60号から議案第73号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第75号から議案第77号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第78号及び議案第79号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○閉会中の継続調査について	7 2
○村長挨拶	7 2
○閉議の宣告	7 4
○閉会の宣告	7 4
○署名議員	7 5

道志村告示第25号

令和7年第6回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月21日

道志村長 出羽 和平

記

1 期 日 令和7年12月9日(火)

2 場 所 道志村役場 2階 議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	山口栄一君	2番	佐藤進君
3番	佐藤建蔵君	4番	半田博敏君
5番	佐藤広一君	6番	仲井義晶君
7番	佐藤真澄君	8番	佐藤徹君
9番	長田和夫君	10番	杉本孝正君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和7年第6回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和7年12月9日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問

---

#### 出席議員（10名）

1番	山口 栄一 君	2番	佐藤 進 君
3番	佐藤 建蔵 君	4番	半田 博敏 君
5番	佐藤 広一 君	6番	仲井 義晶 君
7番	佐藤 真澄 君	8番	佐藤 徹 君
9番	長田 和夫 君	10番	杉本 孝正 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	出羽 和平 君	教 育 長	杉本 賢二 君
総務課長	菅谷 克士 君	住民健康課長	山口 かおり 君
産業振興課長	山口 俊一 君	ふるさと振興課長	金子 尚章 君
教 育 課 長	山口 登美 君		

---

#### 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 勇樹 君

---

◎開会の宣告

○議長（杉本孝正君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和7年第6回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会します。

（午前10時00分）

---

◎村長挨拶

○議長（杉本孝正君） ここで、出羽村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 出羽和平君。

〔村長 出羽和平君 登壇〕

○村長（出羽和平君） 本日、ここに令和7年第6回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙の中をご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、9月定例会の挨拶でも申し上げましたが、私は村政運営を進めていく上で、議会や住民の皆様の声をお聞きし、対話と協調による村づくりを進め、まずは道志村が一つになることが最も大事だと訴え、就任以来、取り組んでまいりました。議会の皆様におかれましては、定例会以外でも過疎全国大会の参加や視察研修に同行させていただくなど、積極的にご意見を伺う機会を設け、地域の問題などをお話しすることができました。

また、10月から11月にかけて、乳幼児から高校生の保護者を対象とした住民とかたる会を4回実施し、参加いただいた皆様から大変貴重なご意見を聞くことができ、若者世代の定住移住施策の今後の展開に参考とさせていただきたいと思っております。

そのほかにも、私は積極的に地域の行事などにも参加し、その都度、住民の皆様との対話から村が取り組むべき課題を知ることもできました。今後も様々な機会を設けて皆様と対話を重ね、村が一つになり、一人一人が輝き、住んでよかった村づくりに邁進してまいりますので、議員の皆さんにおかれましても、引き続きご理解とご協力をお願いするものでございます。

さて、7月31日の就任以来、住民の皆様とお約束しました公約を前へ進めるために、関係機関との調整などに取り組んでまいりました。村全体を公園化する取組については、国道沿いの里山整備が美しい村の創出には大変重要と認識しておりますので、現在専門家からご意見をいただいている状況であります。里山を含めた森林整備については地権者のご理解とご

協力をいただくことが重要であると同時に、林業後継者の育成も喫緊の課題であります。新年度に向け、推進体制の見直しも行っており、美しい村の創設による村全体の公園化も一歩ずつ前に進めてまいります。

そして、3年以内の着工をお約束した新道坂トンネルの整備については、県の事業とはいえ、村の未来にとって最も重要な、そして大きな事業でありますので、長崎知事に直接お会いして早期完成が実現できるようにお願いしております。主要地方道都留道志線、新道坂トンネル事業につきましては、山梨県富士・東部建設事務所吉田支所より、トンネル事業に必要な測量、設計、地質調査が発注されており、地質ボーリングは完了したと報告を受けています。

村といたしましては、都留市と協力し、今後のトンネル事業の着実な推進となるよう、引き続き、県に働きかけをし、またバックアップしていくことで一日も早く事業が完成となるよう、協力体制を整えたいと考えております。議員の皆様においても、このトンネル事業に対し、さらなるご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、本定例会に付議しました案件は、道志村過疎地域持続的発展計画、道志村職員給与条例の一部を改正する条例、令和7年度道志村一般会計補正予算（第3回）など、24案件であります。

議案の詳細につきましては、改めてご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（杉本孝正君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（杉本孝正君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（杉本孝正君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和7年8月、9月、10月の月例出納検査結果について報告が提出されております。その写しをお手元に配付して

おきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において、今定例会に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いました。

次に、令和7年第5回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤進君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤進君。

〔議会運営委員長 佐藤 進君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 進君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和7年第5回定例会において、議会運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、令和7年9月26日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和7年12月2日午後2時より、議員控室において委員会を招集し、委員4名と議長、提出議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次のとおりです。

1. 村長提出の議案24件について審議すること。
2. 一般質問の通告者は6名。
3. 本定例会の会期は本日より12月12日までの4日間とし、配付してある日程のとおりとすること。
4. 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上4項目について決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

○議長（杉本孝正君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和7年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に申し出、令和7年9

月26日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和7年11月11日火曜日午後1時30分より、議員控室において、委員全員と職務のため議事事務局長が出席し、開催いたしました。

令和7年11月19日に行う予定の第2回議会報告会について、話し合いました。

1. 前回議会報告会からの活動報告の内容の確認と発表者を山口栄一議員に決定いたしました。

2. 岡山県西粟倉村視察研修会の報告内容の確認と発表者を佐藤進議員に決定いたしました。

3. 絵馬と絵馬かけ堂の進捗状況の確認をいたしました。

以上3件について、審議・話し合いを行いました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後継続調査をすることを決定いたしましたので、会議規則の規定により、議長に申出いたしました。

以上です。

○議長（杉本孝正君） 建設厚生常任委員長、佐藤広一君。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

[建設厚生常任委員長 佐藤広一君 登壇]

○建設厚生常任委員長（佐藤広一君） 諸般の報告をさせていただきます。

建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和7年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月26日に本会議において決議された件についての報告です。

道志の湯研修を9月24日に実施、議会産業振興課長、道志の湯支配人及び従業員が一堂に会し、道志の湯の健全化に向けた対策について、赤字問題からまきボイラーの老朽化対策、従業員の労働環境に至る様々な観点から情報交換を行いました。

また、建設厚生常任委員会では、今後も継続審査を要することと決定しましたので、所管事務の調査において会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申出いたしました。

以上、建設厚生常任委員会の閉会中の継続報告とさせていただきます。

建設厚生常任委員長、佐藤広一。

○議長（杉本孝正君） 広報常任委員長、佐藤真澄君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

〔広報常任委員長 佐藤真澄君 登壇〕

○広報常任委員長（佐藤真澄君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和7年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月26日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月29日午前10時より議員控室において、広報常任委員会を開催いたしました。委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第68号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議・編集を行い、10月30日印刷が終了し、11月1日、各自治会により配布していただきました。

11月14日午後2時より、第2回広報編集委員長会議が山梨県自治会館において開催され、私、佐藤が出席しました。

12月2日午前10時より、議員控室において、委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第69号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（杉本孝正君） 議会活性化特別委員長、山口栄一君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

〔議会活性化特別委員長 山口栄一君 登壇〕

○議会活性化特別委員長（山口栄一君） 議会活性化特別委員会の閉会中継続調査について報告させていただきます。

令和7年第5回定例会において、議会の活性化を図るための調査研究について継続して調査を要する旨を議長に申し出、令和7年9月26日の本会議において議決された件についての

報告であります。

令和7年11月13日午後1時30分より、議員控室において、委員会を招集し、委員5名と議長、職務のため議会事務局の出席がありました。地方議会の活性化シンポジウム2025年のテレビ視聴会議に参加し、誰でも参加できる議会について協議しました。

また、今後も継続調査を要することから、種々の調査研究についての会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申し出ることを決定いたしました。

以上で、議会活性化特別委員会の閉会中継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（杉本孝正君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杉本孝正君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第1番議員、山口栄一君及び第2番議員、佐藤進君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（杉本孝正君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12日までの4日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの4日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（杉本孝正君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。

---

#### ◇ 長 田 和 夫 君

○議長（杉本孝正君） それでは、通告1番、第9番議員、長田和夫君の発言を許します。  
9番、長田和夫君。

[「はい」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

[9番 長田和夫君 登壇]

○9番（長田和夫君） それでは、早速一般質問させていただきます。

空き家対策の利用視点についてという議題でございまして、道志村には増え続ける空き家という課題があります。空き家を放置されると、倒壊や害虫・害獣の発生、景観悪化、防災面でのリスクなど、地域にとって大きな問題になります。しかし、適切に活用することで、移住・定住促進や、コミュニティ活用化につなげることができます。

1. 空き家の現状を正確に把握することが効果的な対策と考えますが、小さい①村内に確認されている空き家件数と、年々の増減状況をどのように把握しているのかお伺いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

[ふるさと振興課長 金子尚章君 登壇]

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、長田議員の空き家の把握状況についてのご質問にお答えいたします。

村では、空き家バンク推進のため、平成28年度に空き家の全数調査を行い、72件を空き家と認定いたしました。その後調査は行っておらず、現在までの増減状況については把握しておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） では、再質問させていただきます。

私の自宅の両隣は、現在空き家でございます。今言った平成20年に調べたということですが、現在の件数は大体どのくらいでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） すいません、調査なんですけれども、平成28年度です。

大体現在の空き家の状況についてなんですけれども、調査のほうはしておりませんので、正確な数字はつかんでいないんですけれども、平成28年度の72件よりかは増加していると考えてお

ります。

以上です。

○9番（長田和夫君） ありがとうございます。

それでは、次の質問にいかさせていただきます。

○議長（杉本孝正君） 長田議員。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） それでは、②番の危険空き家や管理不全空き家に関して、村として所有者への指導・助言はどのように行っているか、具体的にお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

〔産業振興課長 山口俊一君 登壇〕

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、長田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村内のパトロールを行った上で、建物が村で管理している道路等に危険を及ぼすおそれがある場合につきましては、所有者の方に対しまして改善対応するよう促すこととしています。また、国道や県道に危険を及ぼすおそれがある場合につきましては、山梨県のほうへ情報提供を行うことになっております。

以上になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 再質問になりますが、所有者が不明の場合はどうしていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 所有者が不明の住宅につきましては、主に別荘が多いのかなというふうに考えております。別荘につきましても、今現在空き家の状況、危険空き家の状況については把握できておりませんので、今後パトロール等強化する中で把握していきたいというふうに考えております。所有者の把握候補につきましても、併せて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 分かりました。

では、今後別荘についても、調査していただきたいと思います。

それでは、2番に移ります。

空き家バンクがあっても登録されない、決まらないという課題があります。

①空き家バンクの運用状況、これ登録件数、成約件数と、課題についてお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 長田議員の空き家バンクの運用状況についてのご質問にお答えいたします。

空き家バンク開設から現在まで、登録件数が79件、そのうち成約の件数が57件、登録自体が17件、現在公開中の物件が5件となっております。

次に、課題についてですが、空き家バンク開設後からの共通の課題といたしまして、登録者は売却、利用者は賃貸を希望する方が多く、需要と供給のバランスの悪さが一番の課題であると認識しております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） ありがとうございます。

それでは、もう②番に移させていただきます。

空き家の所有者に対して、バンク登録を促すためのインセンティブ、修理補助、固定資産税軽減が必要と考えますが、検討状況をお伺いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、長田議員の空き家バンク登録のためのインセンティブについてのご質問にお答えいたします。

現在、空き家バンクのインセンティブとして3万円の空き家バンク登録促進奨励金がございます。これは、空き家バンクに登録し、空き家バンクを通じ成約した際、登録者の方に支払うものとなっております。現在、その他のインセンティブについては検討しておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） それでは再質問ですが、ほかの市町村はどうなっているか、教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 当初、ほかの市町村というのが、ちょっと調査する上では、空き家バンクに登録する際の修繕補助があった市町村もありましたし、そういったこともやっているところもあると思いますけれども、ちょっと近隣がどのようなインセンティブをしているかというのは把握しておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） では今のところ、ほかの市町村ではまたそういう固定資産の軽減というのもないという形であるようですので、次の3番に移させていただきます。

空き家は、使えば資源になります。貸す・売るだけではなく、地域の拠点、子供の遊び場、学習スペース、作業場、高齢者の居場所づくりなどと考えています。

①番、空き家を移住者や地域活動の場として活用する取組についてお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 長田議員の空き家を地域活動として活用する取組についてのご質問にお答えいたします。

他地域で空き家を活用したカフェなどの住民コミュニティ施設があることは承知しております。しかし、現在地元からの要望はありませんので、道志村では取り組んでおりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 今のところ考えていないという形でございますが、以前はお試し住宅というのがあったと思うんですが、今現在はどのような形をしていますでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 以前はお試し住宅というものがあつたんですけれども、お試し住宅の制度ができて以来、お試し住宅を介しての移住者がいないことや管理の問題もありまして、平成5年度末をもって廃止しております。それ以後は、現在ございません。以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 平成5年ですか。令和5年ですか。教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 令和5年度末です。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） ありがとうございます。

それでは、空き家対策について最後、②番目になりますが、国・県の補助金を活用した整備支援について、今後の方針をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 長田議員の補助金を活用した空き家の整備支援についてのご質問にお答えいたします。

今後、村が必要であると判断した場合、補助金を活用した整備は可能であると思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） では、空き家についてはまだ細かいことも聞きたいと思うんですが、今後、空き家をなるべく空き家にならないように、空き家を活用できるような活動を引き続きよろしく願いいたします。

では、続きまして、子ども公園（ポケットパーク）の設置についてです。

子育て世代の方とお話しする機会がありました。その中で、子供が安心して遊べる場所が

ないという声を何度も聞いています。遠くの公園、都留とか山中湖、その他へ車で行かなければなりません。地域住民からも、子供の声が聞こえるにぎわいが欲しいという声もあります。空き地や旧施設などの活用ができれば、大きな費用をかけずに整備することが可能だと思いますが、そこでお伺いします。

1、公園整備や改修に関する要望は、現在どの程度寄せられているか把握されていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、長田議員の公園整備の要望の把握についてのご質問にお答えいたします。

最新の状況といたしまして、10月から年代別に4回実施した子育て世代とのかたる会においては、全世代から遊具を備えた公園の要望がありました。そのことから、子育て世代からの要望は非常に高いものであると認識しております。

以上です。

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

[「はい議長」という声あり]

○9番（長田和夫君） では、かなり要望が寄せられているということでございますか。再質問であります。

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） そうですね、やはり今、先ほどの議員のご質問の中にあつたとおり、村の中で遊ぶところがないという意見が各年代、各年代というのはつぼみっこ保育所、小・中学校、高校生の保護者の代の全員と行っておりますけれども、そのうち全ての保護者からそういった要望、不満がありました。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） ということは、要望があつたということで次の2番に移させていただきます。

子ども公園の新設または既存の公園のリニューアルを具体的に検討したことはありますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

[住民健康課長 山口かおり君 登壇]

○住民健康課長（山口かおり君） 長田議員の子ども公園を具体的に検討したことがあるかのご質問にお答えいたします。

以前から子育て中の保護者の皆様から、公園の設置を望む声が上がっていることは承知をしており、過去においても、公園整備について検討を行った経過はありますが、場所の選定や財政面から実現には至っておりません。

道志村では、令和7年3月に計画期間を令和7年度から5年間とした、こども計画を策定しました。その中で、子育て支援サービスの充実の施策の主要な事業として、公園整備事業を位置づけたところであります。

この計画の策定に当たり、令和6年8月に、子育て中の保護者にアンケート調査を実施し、公園整備についてもご意見を伺いましたので、このアンケート調査や子育て世代とのかたる会において出された意見・要望を踏まえ、既存施設の活用も視野に入れる中で、今後検討していきたいと考えております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 具体的に聞かせていただいて、非常に分かりやすく良かったです。それでは、3番に移させていただきます。

地域住民、PTA、自治会等と協働しながら、公園整備を進める仕組みを検討する意向はありますか。お伺いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 長田議員の公園整備を進める仕組みを検討する意向があるかについてのご質問にお答えいたします。

地域住民や子育て世代の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） では、再質問になりますが、いつ頃、どのような形で進むか、この辺のスケジュール感をちょっと知りたいんですが、お願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 先ほどのリニューアルの具体的な検討のところでも回答をさせていただいていますけれども、こども計画が令和7年度から5年間というふうにしております。この5年間のうちには完了できるように、公園整備のほうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） ありがとうございます。それだともう、近々、5年という形でございますので、できるのかなと期待しております。

それでは、次の質問に移させていただきます。

4番の国・県の補助金やふるさと納税を活用した整備の可能性について、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

〔総務課長 菅谷克士君 登壇〕

○総務課長（菅谷克士君） ご質問の公園整備については、事業の内容により、国や県の補助金、また、ふるさと納税を活用することは可能だと考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 大体、その公園を造るということについては可能なのかなと判断いたしました。

以上で、質問は終わりますが、子供や地域の皆さんの安心につなげる取組が一步でも前に進むことを期待しております。ご答弁ありがとうございました。

○議長（杉本孝正君） 通告1番、長田和夫君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 山 口 栄 一 君

○議長（杉本孝正君） 次に、通告2番、第1番議員、山口栄一君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 1番、山口栄一君。

〔1番 山口栄一君 登壇〕

○1番（山口栄一君） では、一般質問をさせていただきます。

1. 道志村全体を公園化する取組についての進捗状況について、質問させていただきます。

村長にお伺いいたします。就任してはや3か月となりました。村長の公約である、道志村全体を公園化にするという構想ではありますが、私も大賛成であります。村長の言うように、道志村を通行する車は年々増加しているように思われます。特に、平日の通行量の増加が目立ってきております。少しでも滞在時間を増やし、道志村にお金が落ちる仕組みが必要であるというお考えに対しても同感です。しかし、道志村は両国橋から山伏峠まで、現在約22キロという長い村であります。具体的にどの地域から着手していくのか、構想の進捗がございましたらお聞かせください。

また、9月定例会の一般質問の答弁に、森林環境贈与税や水源基金、植草基金等を活用するとの答弁がございましたが、どの程度の予算規模で行うのか、進捗がございましたら、併せてご答弁をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

〔村長 出羽和平君 登壇〕

○村長（出羽和平君） 山口議員の質問にお答えします。

私は道志村全体を公園化する取組を進めてまいります。里山の耕作放棄地を解消し、田畑の景観保全を進めます。森林においては、間伐等の整備を行い、桜やもみじなどを計画的に植栽し、四季折々の景観を形成し、観光資源に活用してまいります。

この事業を進めるに当たっては、まず、モデル的に整備を行った上で、村民の方にその整備状況をご覧いただき、計画的に進めていけるよう働きかけを行っていきたくと考えています。

モデル整備地区につきましては、役場前の森林は既に着手しておりますが、次に、西和出村地区を計画しております。

整備を進めるための財源として、道志水源基金、植草浩子水源林保全基金、道志村森林環境譲与税基金を活用し、事業を進めてまいります。予算規模につきましては、令和8年度当初予算に向けて、現在積算中でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 答弁ありがとうございます。

いい村、きれいな村ができることを期待しております。

再質問になります。よろしいでしょうか。

村全体の公園化に伴い、現在遊休農地の利用等をまた考えているという話でございます。私たちの地域においても、やはり目の前の耕作放棄地が結構あるわけなんですけれども、今その地域で少し地域の方と話をしながら、田んぼにできるところは田んぼにしたり、花を植ええられる田んぼ等空き地があったら、花を植えてちょっと公園化の一助になるような手助けができればというような話をしているのですが、それに対して、道志村の補助できるところで、例えば花の種をとか花畑を作ったときの周りの草等の除草に対して、今、道志村の草刈り隊ですか、その方たちの利用は可能であるのかということと併せて、担当課長のほうにちょっとお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

〔産業振興課長 山口俊一君 登壇〕

○産業振興課長（山口俊一君） 失礼いたしました。お答えさせていただきます。

まず、田畑への景観作物の種の補助と申しますか、配布についてですけれども、これは以前から国道沿いの田畑につきましては、景観に配慮した中でレンゲ等の種をお配りしているケースもございました。

実は今年度も、種を扱っている業者のほうに問合せをさせていただいたんですが、ちょっと在庫がなくて、配布、購入することができなかったんですけれども、来年度以降は予算のほうに計上させていただいた中で、景観作物の種を購入させていただいて、ご希望の方にお配りをさせていただいて、種をまいていただいて、景観を保っていただけるようお願いしていきたいというふうに思っています。

それから、その耕作放棄地の周りの草刈りににつきましては、今現在草刈り部隊、今年度も10名の方に活動していただいております。今は公共施設、それから、村道、農道、林道、そういったところを中心に草刈りを行っておりますが、村長も言っているように公園化ということもありますので、できるだけそういったところも少しずつ増やしていく中で、村としても協力体制を取っていきたいというふうに、今は考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） ありがとうございます。

村として、種とかそういういろんなことの協力ができるというようなことなので、今後もその辺を検討していただきまして、どうしても耕作放棄地がありますと、なかなか景観が保てないということもあり、また、持ち主自体ができなくて放置しているのもあって、なかなかその人にやれよと言ってもなかなかできないので、周りでこうちょっと補助しながらそういうチームをつくってやっていけたらなとは思っているんですけども、それに対して、村で最大限協力できる、例えば耕運機等のそういうときの場合に限り、無料借用とかそういうものの計画も出してもらった後で、そういう協力をできる体制を構築していただきたいと思っています。

以上で1番の質問を終わり、2番の質問に移らせていただきます。

池ノ原橋改良工事についての質問でございます。

現在、池ノ原橋の改良工事については総合計画にも記載されておりますが、橋から道志中学校の道路も現状1車線と歩道がないため、グリーンベルトによる児童・生徒の通行帯が確保されているわけですが、やはり2車線の道路と歩道の整備は必要であると考えます。村当局のお考えを伺いたいです。よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 山口議員の質問にお答えいたします。

国道から池ノ原橋を渡った先には、小・中学校や体育館、給食センター、医科歯科診療所、福祉センター等の村の重要な公共施設が集まっている地域であります。この5施設までの道路は多くの村民の方も通行し、重要路線としての認識をしていますので、道路の拡幅と歩道の整備は必要であると考えています。現在、この地区の道路概略設計について、業務委託を行っているところであります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） ご答弁ありがとうございます。

改良の方向でいろいろ考えていただいているということで、大変ありがたく思います。やはり通行量が多いので、児童・生徒の歩く、あの辺を通学する子もあの地域はありますので、

そういう人たちの安全を確保するという事は、大変大事な事だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、3番の質問に入らせていただきます。

道志村の減災・防災の取組についての質問でございます。

現在、村道、県道、国道と管理する役所は違いますが、道路より高い路肩の上の樹木が大きくなった箇所が多く、今後台風や線状降水帯の発生に伴う大雨等により崩落の危険性がある箇所が増えております。減災・防災の観点から、立ち木を路肩から15メートルくらいセツトバックして植栽していただくという条例の制定等の対策が必要であると思われませんが、村当局のお考えをお伺いいたします。よろしくお願い致します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 山口議員の質問にお答えします。

条例の制定につきましては、道路沿いの土地はほとんど民地であります。今後、公園化整備を進めるためには、所有者の協力が不可欠であります。その意味でも現時点では、条例制定は難しいと考えています。まずは、水源基金等の財源を活用して、所有者の協力を得ながら、道路沿いの危険箇所については、木の伐採を進めることが優先であるという風に考えています。その後、山口議員の質問にもあるように植栽方法についても検討していきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 答弁ありがとうございます。

路肩に対しては、やはり木を切ることによって崩落の危険性を減らすことができる。また、今、立木がもう30年、40年たって大変大きくなっています。あれだけの木が揺れたら、小さなブロック積みなんか簡単に一緒に崩れてしまうというような症例はあちこちで出ているので、その辺も含めて検討していただければありがたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本孝正君） 通告2番、山口栄一君の一般質問を終わります。

---

◇ 佐 藤 徹 君

○議長（杉本孝正君） 次に、通告3番、第8番議員、佐藤徹君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 8番、佐藤徹君。

〔8番 佐藤 徹君 登壇〕

○8番（佐藤 徹君） それでは、一般質問に入らせてもらいます。

教育長や教育委員会の独立性について。

一般的に教育長は、首長から独立性や中立性を確保するため、一定の距離を置くべきだと言われています。村長は9月の議会定例会で教育長の任命に同意を求める際、新しくなる教育長には副村長の仕事も兼ねてもらおう、これは本人も了承して教育長を引き受けてくれたと言いました。

それでは、質問に戻ります。

まず最初に、教育行政の独立性と教育委員会の兼業禁止について、教育長の考えをお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 教育長、杉本賢二君。

〔教育長 杉本賢二君 登壇〕

○教育長（杉本賢二君） 佐藤徹議員の教育行政の独立性と教育委員の兼職禁止について、質問にお答えします。

教育長及び委員の兼職禁止につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第6条に規定されていることを就任時に確認しております。また、独立性に関しても教育委員会制度では、教育の政治的中立性と継続性、安定性を確保し、多様な民意を反映・集約することが意義であることも、確認しています。

つきましては、10月1日に村長から教育長の任命を受け、教育長の職務に専念してきました。現在、他の職の任命を受けておらず、兼職もしておりません。

また、教育委員会制度の意義や特性を生かして、教育委員会会議を定例会として毎月開催して、合議制によって独立性を保ちながら教育を推進してきました。今後も法令を遵守し、教育委員会制度の意義を生かしてまいりたいと考えています。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） それでは、再質問に入らせてもらいます。

今、兼職はしていない、他の役もやっていないと言われましたが、村長から任命されるときに、副村長の仕事を兼ねてもらおうと言われたことは、それはどうなったのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 教育長、杉本賢二君。

○教育長（杉本賢二君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

副村長の仕事も兼ねてもらおうとの言葉は聞きました。しかし、実際には10月1日に教育長の任命を受けて本日に至っております。それ以外の説明や、それ以外の仕事をしてくれという説明を聞いていませんので、私としては10月1日以降、教育長の任命を受けてその職務に専念してまいりました。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

ぜひ教育委員会の独立性を確保するため、今の姿勢でいってもらいたいと思います。

それでは、次の質問です。

村長はこれからの道志村の方向性や行政運営を考えて村長になったと思いますが、なぜ一般的には承認されないような人事と思われる教育長に副村長の仕事を兼ねてもらおうと考えたのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

〔村長 出羽和平君 登壇〕

○村長（出羽和平君） 9月議会定例会、全員協議会の際に説明した趣旨は、教育長が副村長の仕事も兼ねるという意味ではございません。そのように捉えられたというのであれば、説明不足であったというふうに思います。

あくまでも、村長の不在の際に、教育長の職務に支障を及ぼさない範囲で、例えば災害対応について、本部長の私が不在の場合には、災害対策本部のトップとしての対応を願いたいという趣旨の発言であり、それ以外のものではありません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

僕のほうの捉え方が違ったのかどうなのか、その辺はちょっとよく分からないですけども、それでは、再質問です。

村長は、これから副村長を任命する予定はあるのでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 現段階では考えておりません。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

できれば、村長も忙しくなったり、災害時とかいろいろあるんで、副村長もいたほうが、僕はいいかなと思います。

以上でこの件については終わりますが、次の質問に入らせてもらいます。

消滅可能性自治体について。

11月の道志村議会報告会で、村民から昨年公表された消滅可能性自治体に、山梨県では11市町村が分類され、その中に道志村は入っているが、丹波山村や小菅村は入っていないと言われました。道志村でも人口問題については総合計画などで考えられていますが、人口減少は加速するばかりです。それでは質問に入らせてもらいます。

消滅可能性自治体は、20代、30代の女性の減少で推移されますが、道志村では若年女性の増加対策をどのように考えているか、村長にお聞きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 佐藤議員の若年世代の確保についての質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、人口減少問題は最優先で取り組むべき喫緊の課題であり、若者や子育て世代に選ばれる村づくりをしていきたいと考えています。

来年度から始まる新規総合戦略にも人口対策の事業を数多く取り入れをと考えております。

新規村営住宅住居の整備をはじめ、既存村営住宅の入居要件を見直します。また、全国トップクラスの子育て支援対策のPRの強化を図るほか、地域おこし協力隊の募集を強化し、地域の活性化を図ります。

また、移住だけではなく、Uターン者への対策を強化します。若者定住応援補助金のUターン者への加算や、奨学金の返還補助など、道志村で育った若者が村へ帰ってくるまたは転

出しないきっかけをつくり、若年層の確保を図ってまいります。

これらの事業はPDCAを回し、より良い制度になるように努めてまいります。人口対策は今後の道志村にとりましても、最優先の事業となります。議員の皆様におかれましても、より効果的な事業を提案していただき、若者たちに選ばれる村になるよう共に歩いていきたいと考えています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

いろいろ移住者対策、いろいろ考えられているようですが、再質問です。

村長は道志村に企業誘致などについて人口増加対策として考えておりますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 今は企業誘致は考えていません。それはなぜかと言いますと、要するに人手不足です。今現在、道志村の中にあるいろんな企業あるいは村の施設、そういう中でも人の確保が大変困難です。これから企業誘致を考えた場合、人をどうやって集めるのかという問題があります。人が集まるところでないと企業誘致に乗ってくれる、そういった企業を見つけるのは困難だと思います。ですから、企業誘致をすることで人を集めるという方法だと思ふんですけれども、そこまでするにはならない厳しいのかなというふうな気がします。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

できれば企業誘致なども考えて既存の道志村民の就職とか人口とかにも寄与すればなと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

国の補正予算に対する村の対応について。

政府は今開かれている臨時国会で、強い経済を実現するための総合経済対策として21.3兆円の補正予算が審議されています。国の補正予算が成立すると道志村でも対応が必要になります。それでは、質問に入ります。

今回の経済対策では、迅速に物価高対策を国民に届けることが第一だと思いますが、道志村ではこの補正予算に道志村独自の支援や、村の経済対策につながるような事業を考えて対応したいと思います。村長の考えをお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 国の補正予算についてです。政府は令和7年11月28日に、令和7年度補正予算の概算について閣議決定をいたしました。これを受け、内閣府より県を通じて重点支援地方交付金の取扱い等についての事務連絡が発出され、交付金の取扱いや交付対象の事業等について周知されたところであります。村でも、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民の支援をするため、年内の予算化も視野に入れ、協議をしているところであります。交付金の趣旨を十分に踏まえ、有効に活用し、効果的な事業となるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

一応補正予算とか少しでも国のお金を持って来られるものがあれば、ぜひ活用してもらいたいと思います。

では、再質問に入らせてもらいます。

12月末から来年度予算編成が始まると思いますが、来年度予算の作成にもこの補正予算を考慮すべきだと考えますが、予算編成を作成するに当たり、総務課長のお考えをお聞きしたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） すみません、ちょっと理解があれだったんですが、来年の当初予算の編成に当たって、この今回の国の補正予算を反映させたらいいというご意見、ご質問でよろしいですか、ありがとうございます。すみません。

今回の国の補正予算については、早急に予算化をしてくださいという国からの要望、また、県からの要望もありますので、当初予算ではなく、早期の予算成立が必要になりますので、今後臨時議会等のお願いをしていくことになろうかと思っておりますので、国の補正予算について

は臨時等を考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤徹君。

○8番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

元総理の石破総理の地方に対する補助金がいろいろあって、丹波山村ではその第1回の予算のときに、それをもらうことができています。道志村でそれに挑戦したらどうかな、ちょっと分かりませんが、ぜひ国のお金を使えるものがあつたらどんどん挑戦して、補助金をいっぱい道志村にもらい、いろんな事業を進めていけるかなと考えています。

それでは、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本孝正君） 通告3番、佐藤徹君の一般質問を終わります。

---

◇ 佐藤真澄君

○議長（杉本孝正君） それでは、通告4番、7番議員、佐藤真澄君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 7番、佐藤真澄君。

[7番 佐藤真澄君 登壇]

○7番（佐藤真澄君） それでは、一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、近年毎日のようにニュースで騒がれています熊の対策についてです。

本村でも、今年熊の目撃情報があり、住民からも不安の声を聞きます。それで、近年の目撃件数と今年の件数を教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

[産業振興課長 山口俊一君 登壇]

○産業振興課長（山口俊一君） 佐藤議員の近年の目撃件数と今年の件数についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、目撃件数につきましては、役場に通報のあった件数でございますが、直近3年間におきましては、年平均3件から4件でございます。

本年度、令和7年度につきましては、11月末現在で5件という件数でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

ここ3年で3件から4件、今年については11月末で5件ということで。自分はちょっと聞いた情報では2件くらいかなと思ったんですけども、5件あったということで。

次の質問に移ります。

どのような対策とか、熊について取組をしていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 対策、それから取組につきましては、野生動物の隠れ場所をなくすことを目的に、鳥獣被害対策実施隊によります緩衝帯の整備を行っております。また、熊の目撃情報があった場合につきましては、防災無線や告知端末での注意喚起、それから、猟友会によるパトロールも行っております。また、必要に応じまして、箱わなの設置も行っている状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） では、再質問します。

猟友会等や他のあれですか、獣と人里の境みたいなそういうところの整備とかを進めているということでしょうか。ちょっと自分が3番目に質問したかった内容なんですが、そういうところで取組ということは今、しているということなんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 先ほど鳥獣被害対策実施隊では、猟友会の方になるんですが、この方々によりまして、緩衝帯いわゆる里山、獣と人里との境界の部分、具体的に言いますと鳥獣ネットが張ってある場所周辺等が多いんですけども、こちらの草刈り等も実施をしていただいている状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

ちょっと再質問、再々になりますけれども、近隣の自治体とかその個体数の生息域とかその共有とか、そういうことはしておられますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 熊につきましての個体数につきまして、情報共有的なものは実際村のほうでできていないんですが、丹沢周辺においては、生息頭数80頭いるのではないかという話も聞いてございます。実際の正確なGPS等をつけた中での個体数の把握というのは、情報共有は今のところできておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

やっぱり近隣の山、もしかすると道志のほうにも入ってくるというおそれのあるような地域、場所については把握していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問です。2番目の質問に入ります。

マニュアル作成はされていますか。お願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

熊対策のマニュアルにつきましては、山梨県が令和8年1月に策定予定でございます。それを基に、各市町村で策定をいたしたいというふうに考えております。道志村におきましては、令和8年2月に策定予定となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） 来年2月に作成予定ということでよろしく願いします。また、できたときには、開示等そういう予定も考えておられるのでしょうか。すいません、再質問です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） このマニュアルの作成につきましては、まず、実際現場で動く猟友会の方、それから警察等、情報共有をまずさせていただいた中で策定をする計画です。その後は、村民の方に周知をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

それでは、3番目の質問に入ります。先ほど、1番目の質問のときとかぶってしまいますけれども、報道で聞きます、人里と山、人と獣の領域についてはどのように考えますかというところで、すいません。もう一度お願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

熊が人里に降りてくる主な理由といたしまして、冬眠前の秋に山で餌が不足していることや、かつて里山として管理されていた人里周辺の森林が手入れされずに放置され、野生動物の行動圏が拡大しているという状況かなと思います。これらの対策方法といたしまして、集落周辺のやぶなどを刈り取り、緩衝地帯を設け、山と人里の境界を明確にすることが重要であるというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、整備しながらということなんですけれども、今までの環境、森林整備、あと村長が言われている道志村全体を公園化というような状況、そういうところを進める中で、こういう鳥獣に関しての対策も一緒に盛り込んでいければ何か面白いんじゃないのかなんていうふうにちょっと感じました。そのようなところもちょっと検討に入れていただき、進めてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、熊の対策についてを終わります。

続いて、観光振興についてであります。

道志村は神奈川方面から富士山周辺の観光に向かう道中にあり、いかに村に足を止めても

らうのか、道の駅を拠点にいろいろな取組を進め、観光客も増えていると聞いています。そこで現在、道志村の観光施設の数と各施設はどのような状況なのか、お聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、村から指定管理を受けて管理運営している観光施設は全部で6施設でございます。施設ごとの状況でございますけれども、令和5年度と令和6年度の比較した状況にてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の施設、道の駅どうしにつきましては、売上が前年対比で102.5%、利用客数につきましては、前年対比96.8%。利用客数は減少しておりますが、メニュー改定等によって売上げは増加しているという状況でございます。

次に、道志の湯になりますが、売上げにつきましては、前年対比で97.4%、利用客数は前年対比98.7%でありまして、引き続き厳しい経営状況は続いている状況でございます。

続きまして、みなもと体験館ですが、売上げが前年対比で95.5%、利用客数につきましては、前年対比103.7%、子ども農山漁村地域協議会、それから観光協会と連携した中で、宿泊体験等の受入れや独自イベントの開催によりまして、集客を維持しているという状況でございます。

次に、道志森のコテージになりますが、売上げが対前年比で101.0%、利用客数につきましては、対前年比104%でございます。微増ではあります、コロナ時期と比較しまして回復傾向にあるというふうに聞いております。

続きまして、水源の森でございますが、売上げにつきましては、対前年比98.8%、利用客数につきましては、対前年比90.3%でございます。キャンプブームの落ち着きの影響が続いているという話でございます。利用客数につきましては減少しておりますが、水源の森オリジナルグッズの販売が非常に好調であるというふうな話も聞いております。そのため、売上げを何とか維持しているという状況のようでございます。

最後になりますが、道志川溪流フィッシングセンターでございますが、売上げにつきましては、対前年比94.1%、利用客数につきましては対前年比で115.2%というふうに伺っております。売上げの減少につきましては、近年の若者の釣り離れということが影響しているということ聞いてございます。その対策の一環としまして、子供たちを対象に釣り教室を年数回開催をして、釣りの楽しさ等をお伝えする機会を設けているということでございます。

以上が施設ごとの状況でございますけれども、各施設とも経営的には非常に厳しい状況が続いているというふうな報告を受けてございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

数制的なところを聞きますと、大体横ばいくらいかなという感じを受けます。あと再質問なんですけれども、その施設等の老朽化やそのあたりを修繕が必要とか大丈夫だとか、そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 先ほども説明させていただいた6施設につきましても、建物を建ててから大分年数が経過してございます。

来年度以降も各施設の建物等の状況を確認した上で、運営している指定管理者側と協議をしながら、緊急修繕しなければいけないところは予算計上させていただいた中で、修繕対応をしていきたいなというふうに考えておりますので、その際はぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

○7番（佐藤真澄君） ありがとうございます。

再々ではないんですけれども、自分が道の駅で見ると、ベンチが崩れかけているところがあって、座るのにちょっと危険ではないのかなという箇所があります。そういったパトロールとかはしていると思うんですけれども、やっぱり観光施設が、言い方は変ですけど、老朽化していくと、そこに寄ったときに、ここの施設大分崩れていて、何か次は来たくないな、何かそんなようなイメージも受けるんじゃないかなというふうに思います。ですから、結構その観光施設については、神経をとがらせてもらって、そういう老朽化のあるところ、またそういうところはお金をかけなくてもできる範囲とかすぐできることをしていけばいいのかなんていうふうに自分なりにちょっとそういうふうに感じました。今後も、その辺でパトロール等細かいチェック等しながら、よろしく願いいたします。

以上で、私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本孝正君） 通告4番、佐藤真澄君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により、暫時休憩します。

なお、休憩後の再開は13時30分としますので、よろしく申し上げます。

ご苦勞さまでした。

(午前11時27分)

---

○議長（杉本孝正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時30分)

---

◇ 佐藤 広 一 君

○議長（杉本孝正君） 通告5番、第5番議員、佐藤広一君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

[5番 佐藤広一君 登壇]

○5番（佐藤広一君） それでは、質問させていただきます。

質問事項、米、玄米の精米機の購入は。

道志村には農地の耕作放棄がたくさんあります。しかしながら、ここ数年、米を耕作する村民の方々が増え始めておりますが、村内では米、玄米を精米、白米にする場所がなく、多くの村民の方々は、村外に出て精米をしております。村独自の米、玄米を白米にできる精米施設し、米作り農家がみんなで使用できる精米施設の設置の検討について、村長はどうお考えか伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

[村長 出羽和平君 登壇]

○村長（出羽和平君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、ここ数年、米の作付数は増えております。耕作放棄地の減少につながっていますので、さらに水田は米を作るだけではなく、美しい景観を形成し、道志村に訪れる方に対して、癒しや安らぎを与えることができるため、米作り農家が増えることはよい傾向であると考えております。

ご質問にある精米施設の設置につきましては、既に地区で共同設置または個人的に設置している状況もありますので、まずはニーズを確認することが重要であると考えています。その結果を踏まえて検討したいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） 村長、ありがとうございます。

それは確かに今、村長さんが言われましたように、個人でも精米機がある人もあります。また、一部の地域にも精米施設があるところもあります。でも、今、米を作ってみれば分かりますけれども、虫の被害がありまして、要するにカメムシとか、カメムシは米の新米の頭をかじるんですよ。そうすると黒くなって米の質も落ちるし、また精米してもその黒味が残る。そういった面もしばしばありまして、自分で家で食べるのは多少我慢できると思いますけれども、道の駅に出荷するとか、また、知り合いに分けてやるとか、そういった面にする、通用しない米になっているんですよ。ですから、そういった面で考えてみれば、精米機をちょっと単価は上がりますが、優秀ないい機械を村設置していただければ、どこにも匹敵のないような白米が道志産で、知り合いにも道の駅にも出せると思って、私もそういった発言をしたんですけども、できれば村独自のそういった機能のそろったいい精米機を設置してもらいたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） 産業課長さんにその答弁をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

〔「大丈夫ですか、ちょっとまた正直……」という声あり〕

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 佐藤議員の先ほどご質問ですが、販売用の米を精米するための施設ということではよろしいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） それもありますけれども、一般の家庭で食べる米もやはりそういった

虫の被害に対するとすると、子供もそういった米を食べない、そういった今の環境になっちゃっているんですよ。ですから、白米は白米、ではないのは不純物がないような白米が永遠できるような精米施設をという、それを欲しいというような要望であります。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 虫の被害を受けた米を精米することによって、販売用だったり、人にあげたりという米ができるのかとかちょっとそこは気になるところではあるんですが、まず村長答弁にありましたように、まず、村の中のニーズがどれだけあるかというのを確認するのが優先かなと思っていますし、精米施設におきましても、大型のものもあつたり、小さい施設もございます。小さいものでも数百万円という施設、それに伴う附帯施設でぬかを貯蔵するタンクですとか、もみ殻をストックするタンク等々、附帯施設もかなり必要になってくるのかなというふうに思っていますので、その辺ももうちょっと詳しく調べさせていただいたりしたいと思います。まずは、先ほど言いましたように、ニーズの確認が重要かなというふうに考えています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） 了解です。

課長さん、どうもありがとうございます。でも、やっぱり我々も自前で食べていたり、また、それ以下のものは道の駅でも販売しております。やはり、道の駅といっても道志村の道の駅、それに対して出すにも、道の駅に出荷するにしても、やっぱりそういった何か不純物の入った米だと道志産にはならないし、道志の新米ということには、新米は新米でもそういった不純物が入っているということは、都会の人やみんなの口に入るものに対しては、そんなにいい反響は持てないと思います。ですから、ありますよ。私も精米機を持っています。また、この辺では、神地地域にも精米機はあります。その人たちは、五、六件で精米機を回しますので、僕も持っていますけれども、やはり性能のいい、どこにも白米として出せるようなそういったような感覚の精米機を、道志だってこれから米を作る人はいっぱい増えちゃっていますし、そこで道志米設置すれば、カインズとか農協でありますコイン精米でもいいですよ、そういった優秀な精米機を希望したいと思います。

○議長（杉本孝正君） 答弁求めますか。

○5番（佐藤広一君） 求めます。村長さん、お願いします。

○議長（杉本孝正君） 広一議員、もう再々まで終わっているんですけども。

〔「今のが再々質問」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） では……。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 精米機の問題なんですけれども、今すぐに道の駅に出荷するということになる、個人のものではなくて営業という形のものであるかと思うんですけども、そういう場合は、そういう農業者が何件いるかとかという問題になろうかと思うんですけども、そういったところも含めて、個人の方でも要望があるのかあるいは買物に行ったついでに、カインズであったり、お米屋さんもあるんですけども、そこで何百円かかけてやっていると思うんですね。ですから、個人でやるのとその精米設備をすることによって、自分たちが作ったお米を出荷するためにやるのは、ちょっと考え方が違うと思いますので、この辺はまずはだから、産業課長のほうからの答弁がありましたように、ニーズがどのくらいあるのかということ进行调查してから検討していきたいというふうに考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） どうもありがとうございます。

質問であります、今、米をすぐにはいろいろな策、施策はありますけれども、我々は営業とするにはやっぱり米の白米のちゃんとしたところを精米施設へ運んで精米してもらって、またそれに対して、村民の皆様もそういった精米もしたり何かするから、それはどうかなという感覚で、私も一般質問に出させてもらいました。またそれは村長さんもまた、行く行くお考えになって、また施策をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） では、次の答弁にいいですか。

道の駅どうしの騒音、環境対策について。

道の駅どうしは、多数の観光客が訪れ、県内他市町村の道の駅と比較しても、トップクラスの集客を記録し、誇りに思える施設であると思います。しかしながら、近年、住民への思いは手つかずであると言わざるを得ません。騒音対策また環境面に対して、近畿住民の多く

の方は大きな迷惑を被っておるとのことです。そこで、道の駅の国道沿いに和風的な美しい防音壁を設置すべきだと考えます。このことについて、村長はどのようなお考えをお持ちか伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 道の駅どうしにつきましては、毎年80万人程度の観光客等が利用されており、村にとっても重要な施設となっております。

騒音対策としましては、これまでに第1駐車場の国道側及び第2、第3駐車場の夜間閉鎖、駐車場内における騒音等の注意看板の設置、国道沿いの植栽、警察によるパトロール等の実施により、騒音の軽減につながるよう対応をさせていただいております。

国道沿いの防音壁の設置につきましては、設置した場合の効果等について、再度検討させていただきます。道の駅周辺の住民の皆様には、引き続きご理解ご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） 道志の道の駅は、近年の道の駅が開店してからの二十数年たっております。それながら、いまだに何の対策もなく、今の時代にそぐわない道の駅が道志村にはあります。近県住民に対しても何の対策もないです。そんな考えで村当局の道の駅をこれからも運営していくつもりですか。答弁願います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 議員言われるよう何の対策もしていないと言われますけれども、先ほど答弁したとおり、これまで第1駐車場の国道側及び第2、第3駐車場の夜間閉鎖、駐車場内における騒音等の注意看板の設置、国道沿いの植栽、警察によるパトロール等の実施、それらを行っております。ですから、何もしないのではなくて、しているんですけれども、まだ騒音が激しいということだと思っております。

国道沿いに防音壁を設置ということに議員は提案していますが、逆に設置することによって、音がもっとうるさくなる可能性もあると思いますので、そこら辺はちょっと調査してみないと分からないということがありますので、このことについては、何年か前にもそ

ういった形の中で騒音対策としての調査は行った経緯があると聞いております。そのときには、確かにうるさいはうるさいんですけども、騒音レベル以下であったというふうに私は聞いております。

ですから、現在それが何年かたっておりますので、どのように変化しているかというのは私も分かりませんので、防音壁を設置する前にそういった形の中で調査も必要ではないかというふうに考えております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） 村長、ありがとうございます。

ですから、住んでみなければ分からないという、今村長さんが言いました。確かに、私は道の駅の真ん前に住んでいます。朝から晩まで耳を疑うような騒音がいっぱい出ています。それも、我々住民は、道志の道の駅が繁盛すればいいという考えの下に、我々は我慢しているんですよ。夜中にバイクが来て、若者が来て、ドンドンジャンジャン騒ぐ、それも私も、ちょっと静かにしてくださいということで注意も行きました。言いましたよね、その若者が言うことに、道志の道の駅なんか無法地帯じゃないか、無法地帯というどういうことと、何の看板もなく、騒音対策の何の看板もなく、何の併記もなく、ただの無法地帯じゃないかという会話がありましたよ。それは、確かそうだなと思ったけれども、それは皆さんが良識を持って、ここで道の駅でトイレを使ったり、そこで休憩したり、そのためにあるものですから、そんなに大声出したりしていくということは困るということで、私は別れましたけれども、やっぱりよそから来る町村の町の皆さんは、案外道志の道の駅なんかかなり無法地帯というような考え方を持っていますよ。

今どこへ行っても、一時期住民には併記をして静かにしてください、子供が寝ています、というような看板を、イの一番に出して地域の対策をしております。それから、まだ二十数年経って、道の駅が道志村の一番の観光の目玉の道の駅が何の対応もなく無法地帯でいるという、そんなことはちょっと地域住民に対しては考えられないことだと思います。

これから、いろいろな対策があると思いますけれども、この間道志村で、道の駅、道志村のローソンが開店しました。ローソンが開店したときに、どんな地域の対策をしてくれるかなど私も興味津々で見えておりましたけれども、まず最初に、静かにしてくださいという看板が立ってありました。また、ローソンがしなかったら、地域に対しての防音壁も設置してあります。やっぱり、そうしなければ駄目だ。誰が黙っていたって、その辺のケアはしてくれ

ないとまずいなというような考え方でいましたけれども、これから道の駅もどんどんお客さんがいっぱい来て、道の駅が売上げが出ると思いますけれども、ぜひ村長はじめ、皆さんが道の駅の騒音の対策として、防音壁とかそういったものを造ってもらえれば、多少の地域の環境面に対しても、地域の皆さんが心が和むと思います。今、私はちょっといいですか、議長。この……。

○議長（杉本孝正君） はい。

○5番（佐藤広一君） こういった道の駅の写真撮って道の駅にこういったような騒音壁、和風の騒音壁を作っていただきたいなというようなことで、こういったチラシを作りました。ぜひまた後見て、いろいろ検討してください。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 今いろんなお話が出ました。提案については、検討していきたいと思っています。それから、ローソンの話が出たんですけども、ローソンのところに防音壁が造られているというのを初めて聞いたんですけども。山のほうにあるんですか。ですから、そういったことも参考にさせて思います。だから、看板の設置については、ないというようにおっしゃっていますけれども、本当にないかどうかをちょっと確認させていただきます。いずれにしても、防音対策に大変参考になっていると思っていますので、いろいろと検討してまいります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

○5番（佐藤広一君） 村長さん、ありがとうございます。

何でしょうね、私たちは何度発言しても、道志村の一番は観光、観光の目玉として道の駅もありますし、今度はローソンもできましたし、そういった観光面に対しても村外から来てくれた人、来てくれる人は東京とか横浜とか町田とか、都会の人たちが来てくれますから、その人たちが来て、なるほど道志村はこういったいい環境でお客さんを呼ぶんだなというような環境づくりを、これから村長はじめ皆でやりたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（杉本孝正君） 通告5番、佐藤広一君の一般質問を終わります。

---

◇ 仲 井 義 晶 君

○議長（杉本孝正君） 次に、通告6番、第6番議員、仲井義晶君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 6番、仲井義晶君。

〔6番 仲井義晶君 登壇〕

○6番（仲井義晶君） 次の質問を……。

〔「……過ぎると駄目だよ」という声あり〕

○6番（仲井義晶君） どうもお待たせしました。一つの質問を始めます。

道志の湯の営業改善についてということで、道志の湯について、9月24日、議会と道志の湯関係者及び産業振興課長を交えて情報交換を行いました。

設備機器の老朽化問題、まきの供給問題、食堂時間の営業短縮問題などについて話合いを行いました。特に施設の状況については、1号源泉の枯渇、設備の老朽化が進み、経費をかけても抜本的な解決には至らず、対策は役場の問題との報告を受けました。

約3,000万円の赤字対策については、産業振興課から11月より定休日を2日増やし、営業時間を12時からするとの提案がありましたが、その後の話合いがなされないまま、3日休業、11月1日から実施とチラシが配布されました。来年3月までのテストケースで様子を見て営業内容を検討するとのことですが、説明を求めます。

1番、村民の間では赤字について口伝えで聞くことはありますが、具体的な説明はないと聞いています。議会としてもそのように認識しておりますが、いつ、どのように決まったのか経緯をお聞きしたい。お考えをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

〔村長 出羽和平君 登壇〕

○村長（出羽和平君） 仲井議員の質問にお答えします。

道志の湯の経営状況については、議会定例会ごとに説明をしております。3,000万円の赤字見込みの内容についても、令和7年3月議会定例会の際に、担当課長より説明し、予算も議決いただいております。

定休日を2日増やし、営業時間を12時からに変更した件ですが、9月22日に株式会社どうし経営会議を行い、道志の湯について、運営会社として本年度残りの期間をどう営業し、経営改善を図っていくかの協議を行いました。過去の実績では、11月から3月の期間は売上げが上がり、それ以上に経費がかかり、赤字額が増加しております。つまり、営業日数が多

くなるほど赤字額も増えるのが現状であります。

そこで、定休日を2日間または3日間にした場合のシミュレーションを行い、3日間にしたほうが経費を抑制できる予測の下、11月からこの内容で営業することを決定し、村民の皆様には広報10月号にて事前に周知させていただきました。この内容を9月24日に、道志の湯において、担当課長より議員の皆様へお伝えしましたが、これは提案でなく、運営会社としての決定事項を報告させていただいたものであります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） その際、議会と道志の湯の関係者と話したときに、一応利用者の側の無償の問題で、有償にしてもいいんじゃないかという問題提起もあったりして、それを産業振興課のほうで、それも検討事項に入っていますというお話を聞いたので、そこでもう決まったというふうな解釈はしておらなかったんですが、今聞いたことでは、一応決めたというふうに理解しました。それで、実際3,000万円の赤字について、どうなのかということで、私たちが危機感を感じて道志の湯と話し合いを行ったわけですが、村長就任早々大変な事業もあるということで、いささか驚いているわけですが、しかし、短期的には早急な対策を講じることは、少しでも経費を減らす目的もあり、理解しています。

ただ、今回の対策によって、時間営業が少なくなって収入が少なくなるのは、当然収入が減っていくわけですが、その際、3月にテストケースの段階で決めるというときに、実際にはその後の補助金をどこまで減らせるかということになって、補助金そのままずっと計上されて、やっぱり維持されていくような考えを、私どもは危機感を持っています。だから、少なくともこのテストケースまでの期間の中で、道志の湯についてももう少し突っ込んだ議論をやっていったらどうかと思うんですが、1つは道志の湯と株式会社どうしのつながりを離して、むしろ道志の湯と（株）どうしお互いに指定管理施設、指定管理者をつくるのかあるいは直営するとかあるいはこれはちょっと非常に荒い論議だと思うんですが、1年くらい休館にして、これをいやしの湯で今ほとんどリフォームすると言いながら、なかなか経営に至っていないという状況があるんですが、もしかしたらこのまま閉鎖するんじゃないかというような話も聞きます。

だから、そういう話をできれば検討する期間にしていただければ、非常にありがたいなど。いろいろこう施策を考えておられるようですが、やはりもっと突っ込んだ考えを今すぐやっ

ていただければ、非常にありがたいと思いますが、村長の考えをお聞きしたい。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） おっしゃりたいことはよく分かります。その中で今の再質問を要約すると、最後のほうのいやしの湯は神奈川県相模原市で経営しています。ここはこの前も相模原市の本村市長が来まして、いろんな意見交換を行いました。その中で、いやしの湯を今後どうするんですかというふうに聞きましたが、やめることはない、再開を検討しているということでありました。それはどういうふうに再開するのか分かりません。お金をもっとかけてやるのかどうか、それは分かりませんが、閉鎖するというふうにはおっしゃっていませんでした。

私どもの道志の湯なんですけれども、私は就任して、8月の段階で道志の湯の経営内容を数字で見ました。これ以上何もしないでほうっておくと、最低3,000万円の赤字になるというのは、それはその中に出ています。では、一番いけないのは何と書いていますか。現状維持というのが一番駄目なんだ、私はそう感じましたので、令和7年度その当時、そこではまだ半年間もあるわけですから、何らかの手を打てばそれも少しは解消されるだろうと思って、逆に産業課長をはじめ、株式会社どうしの幹部に打開策として、100円稼ぐのに200円使っているこの状況を変えるにはどうしたらいいのということで提案しました。それは、営業日を減らすことです。

ですから、それで確かに、村民の皆様にご不便をおかけしております。また、観光客の方にも道志の湯になかなかすぐ来れない、また、平日割引券が使えないというようなそういうものもあります。でも、それらを含めて総合的に判断すると、やはり週休を3日にしてやったほうが良いという結論に達したんです。これは、5月、6月、7月、8月とかそういう時によったらば、そういうことが減らないんですよ、お客さん入ってきますから。でも、11月以降になってくると、もう段々とお客さんも少なくなってくるということは、もう開けているだけで赤字の垂れ流しになるというふうに判断したので、そういう形にしました。

いろんな話が出てくるとは思いますけれども、では道志の湯をどうしたらいいのということになりますけれども、やっぱりそれはいろんなことをこれからやっていかなきゃならない。次の質問にもありますけれども、その中で答弁もしますけれども、やはり今の段階では、やはり最低でも来年の3月までこの現在の状況が続けていけば、何百万円かの経費削減になるんですよ。これはもう事実ですから。それがどのくらいになるのかというのは、11月の結果

がまだ手元に届いていないんです。ですから、本来であれば、11月の結果が出ていれば、それによってある程度お答えできるんですけども、手元にその資料がありません。ですから、もう少し待っていただければ、そういう話の中で、いろんな話もできるんですけども、現状改革をしている。これはもう待たないなので、私はそう思っていますので、よりよくするためにやっていることですから、むやみやたらにやっていることではなくて、これはこういうことが次の展開に結びついていけばいいと思っています。ですから、今回はある意味テストケースになるかもしれませんが、何も手をつけないでいるよりは何かをする、こういうことでやっていきたいと思っています。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） ありがとうございます。意気込みはよく理解できますので、本当にここまで来ると後がないというふうなことには感じておりますので、ぜひ短期的にも長期的にも真剣に考えた政策をやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

赤字を削減することを否定することではありませんが、営業を縮小することで収入も減少し、今後の経営に支障はないのか。最悪の状況もシミュレーションされているのか、お聞きしたい。若干質問内容がダブるかもしれませんが、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 仲井議員が言う最悪な状況というのは、多分私と見解が違うと思います。私が言う最悪な状況というのは、何もしないこと、何も対策しないことが最悪の状況を示します。ですから、対策をしていい方向に持っていく、このことが大事だと思っています。

今現在、定休日を増やすことで収入は減少します。しかし、それ以上に営業に係る経費を抑えることで赤字額を減らすことができます。先ほども申しましたが、定休日等の変更は、経営改善を図るための一つの対策なのです。令和8年3月までを検証期間として、その間に令和8年度以降の経営方針を定めていきたいというふうに考えています。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 一応シミュレーションということで質問しましたが、短期的にどうするかというのは危機に迫った状況であるので、これも何もしないのはやっぱり同意すること

はできないと。だから、長期的に考えた場合に、道志の場合は福利厚生という意味合いは非常に強いと同時に、やっぱり観光資源の設備でもあるので、その辺は道志の湯の場合は特にバイオマス事業の循環利用を通じて、持続可能な温泉運営とほか、村全体の地域活性化を醸成されるという意味もあると思いますので、その辺のところをやっぱり中心に考えていただくと非常にありがたいです。私もなくすことには、もう反対していますが、やはり現実問題として老朽化の問題があったり、とにかく金はかかります。施設を建て替えるにしても。その際に、やはりそれこそ検討委員会など、道志の湯の再任検討委員会というわけではないですけども、少なくとも組織と通じながら、プロジェクトをつくりながら、やっぱり専門家あるいは住民、役場、議会通じて真剣に検討していければ、いろいろとありがたいんですが、そういう展望ということについては、どういうふうなお考えでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 今、第3セクター、どこの自治体も大変苦慮している。つくったはいけれども、運営で赤字を計上して、どうしても一般会計から補填しなければならないというようなところが多くなっているのは事実です。しかし一方で、そういう施設をまたこ入れしてですね、来年度1億5,000万円かけて温泉施設を充実させるという自治体もあります。そこは、やはりその首長さんと話をしてみると、この地域はやっぱりここが核だ、でここはやっぱりそういうことによって観光客を呼び込んだり、また地域の雇用の場でもあるということで、これはなくてはならない設備であるから、やはり赤字であっても運営をしているというところもあります。

しかし、そういうところもある一方で、重荷になり過ぎていっちゃって、もう手放したいというふうな中で民間のほうに今売却を検討しているところもあります。やはり、それは一自治体ではそれこそ、残せないということです。また一方で、あるところでは要するに温泉だけは残して、食事をするスペース、そういうサービスをなくして最低限の入浴だけというふうにやっているところもあります。ですから、各地域によっていろいろ違いはあると思うんですけども、私どもも一方ではやっぱり地域住民の憩いの場でもあるし、また住民の皆さんの健康という面を考えては、やはり寝たきりにならないで健康でいつまでも保っていただくようにという、そういう願いも込めて温泉施設はあると思うんですよ。ですから、そういう中で、これからどうするかということになれば、幾つかの案はあると思うんです。その中で、どうしていったらいいかということを考えていなきゃならない。ですから今、仲井議

員のおっしゃるように、そういう検討する委員会でもいいし、そういったことを今後どうするかということをやっていくのもいいかもしれません。これから検討する課題だと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 最近の話で、今まで後期高齢者の方でお風呂に行きたいんですけども、車の便がないから一度も行ったことがないということで、近くの人がとにかく無料で入れるし、健康にいいから行きましょうよと言って、それで今月に入って初めて何とか行ったということを知りました。それで、お年寄りの独り暮らしですけども、やっぱりそういうお風呂に入って健康維持するとか、周りのコミュニケーションをできるということで、非常に食欲が湧いてきたということを知りましたので、まさにそのとおりだと。だから、ぜひ村長もなくす方向では考えない、とにかく一つの核として進めていきたいということには、私どもも賛成しますので、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

○村長（出羽和平君） 一旦そういうふうには設置をして始めた事業というのはなかなかやめることはできません。そういうのが、では何をもってやるかということだと思えますよ。赤字だから駄目だといったらば、ほとんどの第3セクターって成り立っていかなくなるかもしれないですよ。でも、赤字が出ても、それが村民の福祉の増進であったり、そういう中で一定の役割を果たしているということであれば、これはやる意味があると思えますよ。ですから、議会の議員の皆様もそういう中で、ご意見を賜って、一緒にやっていったらいいんじゃないかというふうに思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 答弁ありがとうございます。よろしくお願いします。

2番目の質問に移ります。

公共交通について。いつもお話をさせていただいているんですが、今回アンケートを取って、新規総合計画についてアンケートの結果がまとまったということで、素案の段階に入っているということなんですが、実際どの程度まで進んでいるか、私はちょっと分かりませんが、現在の進捗状況について話をする状況があれば、お話ししていただきたいというふうに

お伺いします。ふるさと振興課のほうでお願いしたいと思うんですが。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

〔ふるさと振興課長 金子尚章君 登壇〕

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、仲井議員の公共交通の検討状況についてのご質問にお答えします。

今後の公共交通の村の方針につきましては、現行の路線バスの維持を基本とすることを考えております。

これまで、近隣市町村の状況、特に都留市の路線バス廃止は、道志村において大きな影響がありますので、富士急バス、関東運輸局、都留市、相模原市など関連機関と協議を重ね、検討してまいりました。

交通事業者が乏しい道志村では取れる方策は多くありませんので、2案に絞り検討してまいりました。

まずは、都留市の赤字補填分を道志村が負担して現在の路線バスを維持する方法です。同路線の都留市の赤字補填分約500万円が増額となり、合計で2,200万円程度の予算規模となる見込みです。こちらは費用の一部が特別交付税で措置されます。

次に、朝夕の路線バスを維持し、日中についてはデマンドバスを運行する方法です。道志村にはタクシー事業者がありませんので、都留市や相模原市のようにデマンドタクシー事業を行うことはできません。バスでありますので、現行の路線バスと同じルートのみになり、利用感はあまり変わらず、予約をしなければ運行しないため、利用者は一手間増えることとなります。また、事業者は運転手を確保しなければならぬため、運行するしないにかかわらず、かかる費用は同じとなります。また、予約オペレーターは村で用意してほしいとのことですので、その人件費また道路運送法に基づく法定協議会の設置、公共交通計画の策定など年間の費用は約4,000万円となります。

財源につきましては、補助率2分の1の国土交通省のフィーダー補助金が活用できますが、デマンド交通の補助単価が安価のため、実質的には事業費の4分の1程度の補助率になる見込みとなります。また、運行割合が計画の30%未満の場合は補助要件を満たさず、補助金は交付されない可能性もあります。

以上のことから、路線バスの維持を基本とさせていただき、今後新道坂トンネルの開通など、道路事情の大幅な改善が見込める際には、道志村に合った公共交通の在り方を再度検討

していきたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 朝夕と交通の便を確保するという事なんですが、問題は高齢者移動手段を欠かれた場合、日中病院に行ったり、いろいろ買物行ったりということはあるんですが、その点はデマンドバスを利用するという事なんですが、都留の場合は、都留に今年から道坂峠まで行くことは可能ですけれども、道坂峠から病院まで行くのかあるいは都留のどこかの地点で、都留の交通の便とドッキングするのか、具体的なことはどうなんでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 冒頭でご説明したとおり、今後の村の方針につきましては現行の路線バスの維持ということで、今年と同じとなります。都留市についても、朝のバスは都留市駅のところを通過して、都留市駅のところまでということで、都留市内も通ります。以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） ちょっと細かいことになりますけれども、時間帯が現行と同じということになるんですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 基本的には今と同じ組合せに、日中の相模原の間中のバスが月夜野で来なくなる状況もありますので、その辺のちょっとダイヤ改正は少しあるかもしれませんが、基本的には同じ時間帯と考えております。

以上です。

[「ありがとうございます。1番についてはほぼ、はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 1番については、ほぼ解説されましたので、1番を省きます。

2番についてですけれども、今言われたように公共交通を確保しながら、高齢者の移動手

段は別に検討するという事なんですが、これも設定の中の一つだというふうに考えていますけれども、再度一応これについての回答をお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは仲井議員の高齢者の移動支援についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、公共交通とは別に高齢者の移動支援について検討をしております。そちらを令和8年度当初予算に計上するため、関係者と現在詳細を調整中であります。内容や費用につきましては、決定次第議会のほうに報告させていただきます。

それとは別に先日、山梨日日新聞に上野原市秋山地区のボランティア団体による高齢者の移動支援に対する取組が掲載されておりました。

この取組は、市の公用車を借り受け、毎週水曜日に自宅から都留市方面の目的地に送り届け、帰りも降ろした場所を回り、利用者に乗せて、自宅まで送り届ける取組です。上野原市に問い合わせたところ、団体独自の事業で詳細は市として把握しておりませんが、徴収した500円の実費から燃料を補給し、市に返却しているとのことでした。住民同士で助け合うまさに共助を体現したようなすばらしい取組であると思います。

道志村でもこのような取組があれば、最大限の支援が可能かと思えます。村は村のできる範囲で高齢者の移動支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

[「どうもありがとうございます。以上で質問を、はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 以上で質問を終わります。

○議長（杉本孝正君） 通告6番、仲井義晶君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（杉本孝正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（杉本孝正君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時22分)

## 令和7年第6回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和7年12月12日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 議案第56号 道志村過疎地域持続的発展計画について
- 第 2 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 第 3 議案第58号 物品購入契約の締結について
- 第 4 議案第59号 土地の取得について
- 第 5 議案第60号 道志村の休日を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第61号 道志村公告式条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第62号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 8 議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第65号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第66号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第67号 道志村住民基本台帳条例を廃止する条例
- 第13 議案第68号 道志村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第14 議案第69号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第70号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第71号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第72号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例あ

- 第18 議案第73号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第74号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第20 議案第75号 令和7年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第21 議案第76号 令和7年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第22 議案第77号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第23 議案第78号 令和7年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第2回）
- 第24 議案第79号 令和7年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）
- 第25 発委第7号 閉会中の継続調査について
- 

**出席議員（10名）**

1番	山口 栄一 君	2番	佐藤 進 君
3番	佐藤 建蔵 君	4番	半田 博敏 君
5番	佐藤 広一 君	6番	仲井 義晶 君
7番	佐藤 真澄 君	8番	佐藤 徹 君
9番	長田 和夫 君	10番	杉本 孝正 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村 長	出羽 和平 君	教 育 長	杉本 賢二 君
総務課長	菅谷 克士 君	住民健康課長	山口 かおり 君
産業振興課長	山口 俊一 君	ふるさと振興課長	金子 尚章 君
教育課長	山口 登美 君		

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

議会事務局長 佐藤 勇樹 君

---

◎開議の宣告

○議長（杉本孝正君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

(午後2時00分)

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第1、議案第56号 道志村過疎地域持続的発展計画について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 議案第56号 道志村過疎地域持続的発展計画についてご説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年度から令和12年度までの10年間を期間として制定されました。同法において、過疎地域の市町村は、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展計画を定めることができると規定されています。本計画は、同法第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

これまでの道志村過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする前期の計画であり、今回提出した計画は、山梨県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする後期の計画となります。

内容につきましては、基本的にこれまでの計画を引き継ぎますので、冒頭の道志村の概要、基本方針、基本目標等の記載については、内容や数値を最新のものに変更したものになります。

続いて、今後実施すべき12の項目の施策である移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、公共施設の整備、手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等、再生可能エネルギーの利用促進、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、新規総合戦略に基づく事業を中心に、それぞれの現状と問題点、その対

策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

本計画に掲載され認められたものについては、過疎対策事業債をその財源に充当できることになっております。

また、事業計画は必要に応じて変更、修正ができますが、持続的発展施策区分ごとに事業費が2割を超えるものについては、重要変更となり議会の議決及び山梨県の承認が必要になります。

以上が、道志村過疎地域持続的発展計画の内容となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 道志村過疎地域持続的発展計画は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第2、議案第57号 工事請負契約の変更について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 議案第57号 工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

令和7年6月25日、指名競争入札に付した道志村民会館（仮称）建設工事について、次のとおり請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1、契約の目的、道志村民会館（仮称）建設工事の工期の変更。
- 2、変更前の工期、令和7年6月30日から令和8年3月23日。
- 3、変更後の工期、令和7年6月30日から令和8年10月31日。
- 4、契約の相手方、山梨県都留市夏狩1719番地、株式会社関山建設、代表取締役社長、関山俊寿。

提案理由については、令和7年第4回道志村議会臨時会の議決を経て締結した道志村民会館（仮称）建設工事の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号について採決します。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 工事請負契約の変更は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第3、議案第58号 物品購入契約の締結について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 議議案第58号 物品購入契約の締結についてご説明させていただきます。

令和7年11月21日、随意契約に付したリモートデスクトップ用PC整備について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定に基づき、次のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的、リモートデスクトップ用PC整備。

2、契約の方法、随意契約による契約。

3、契約金額、1,034万円。

4、契約の相手方、山梨県甲府市古上条町506の3、株式会社オネスト、代表取締役社長、宮城隆男。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 物品購入契約の締結は原案のとおり決定しました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第4、議案第59号 土地の取得について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第59号 土地の取得についてご説明をさせていただきます。

村が財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び道志村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する土地の所在は、別紙一覧表の道志村字日陰にある11筆、地目は山林及び雑種地、取得面積は8,558.59平米、土地の所有者は5名であります。

取得の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約といたします。取得する価格は、389万4,161円でございます。

提出理由といたしまして、田代残土処理場用地として活用するため、道志村字日陰6026番15ほかの山林等を村財産として取得するものでございます。

以上が、議案第59号 土地の取得についての説明となります。

ご審議をよろしく願います。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 土地の取得については原案のとおり決定しました。

---

◎議案第60号から議案第73号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第5、議案第60号 道志村の休日を守る条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第73号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までの14案件を一括議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第60号 道志村の休日を守る条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村の休日を守る条例において、用語、用字等の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、第1条第1項中の「村の休日とし」を「、村の休日とし」に改め、第1条第1項第3号中の「翌年1月3日まで」を「翌年の1月3日まで」に改め、第2条中の「村の休日の当たるときは」を「村の休日に当たるときは」に改めるものであります。

続きまして、議案第61号 道志村公告式条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村公告式条例において、用語、用字等の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、第2条第2項中の「及び公衆の見やすい場所」を削り、第4条第1項中の「制定」を「公布」に改め、第4条第2項中の「前項の規定に」の次に「ついて」を加え、第5条第1項中の「公表を要するものに」の次に「ついて」を加え、第5条第1項中の「同条」の次に「第1項」を加え、第5条第1項中の「当該機関又は当該機関を代表するもの」を「、当該機関又は当該機関を代表する者」に改め、第5条第2項中の「村の機関」を「教育委員会を除く村の機関」に改め、第5条第2項中の「公表を要するもの」の次に「ついて」を加え、第5条第2項中の「同条第1項中」の次に「「村長」とあるのは「当該機関又は当該

機関を代表する者」と、」を加え、第6条中の「村の機関の定める規則若しくは」の次に「規定は、それぞれ該当規則又は」を加えるものであります。

続いて、議案第62号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

公金の収納事務のデジタル化のための規定の整備等を行った地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、順次施行されているところであります。当該改正法において、第243条の2の7が新設されたことに伴い、条ずれが生じており、引用条の修正が必要となったため、一括で条例の改正を行うものです。

改正の内容は、道志村監査委員条例において、第4条中「、第242条第1項若しくは第243条の2の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の」を「、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第243条の2の9第3項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は」に改めるものであります。

また、道志村公営企業の設置等に関する条例において、第8条中の「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものであります。

なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行すると定めております。

続いて、議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給月額について0.05月引き上げる条例の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給月数を、職員及び特別職の引き上げに準じて0.05月引き上げるものです。

改正内容は、第1条で条例第6条2項中「12月に支給する場合においては、100分の190.0」を「12月に支給する場合においては100分の195.0」に改正するものです。また、第2条で条例第6条第2項中「100分の190.0」を「100分の192.5」に、「100分の195.0」を「100分の192.5」に改正するものです。

なお、附則第1条で、施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条が令和8年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定する改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づ

いて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。

以上が、63号でございます。

続いて、議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月額について0.05月引き上げる条例の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数を、職員の引き上げに準じて0.05月引き上げるものであります。

改正内容は、第1条で第5条第3項中「12月に支給する場合には100分の230.0」を「12月に支給する場合には100分の235.0」に改め、第2条で第5条第3項中「100分の230.0」を「100分の232.5」に、「100分の235.0」を「100分の232.5」に改めるものです。

なお、附則第1条で、施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条の規定が令和8年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。

続いて、議案第65号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給料月額を、初任給をはじめ特に若年層の給与に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引き上げ、諸手当についても、通勤手当や医師等の初任給調整手当を引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月額についても併せて0.05月引き上げるため、道志村職員給与条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、第9条の2第1項第1号中「月額41万6,600円」を「月額41万7,600円」に改め、同項第2号中「月額5万1,600円」を「月額5万2,100円」に改め、第10条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中

「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改め、第15条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2万1,000円」を「2万2,500円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「3万1,500円」を「3万3,750円」に改め、同条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改め、第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、別表第2から第2の4までを改正するものです。

また、第2条で、第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改めるものです。

なお、附則第1条で施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条の規定が令和8年4月1日から施行すると定め、第1条の規定による改正後の道志村職員給与条例第9条の2第1項、第10条第2項、第15条の2第1項、別表第2から別表第2の4までの規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の規定は令和7年12月1日から適用し、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の道志村職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなし、附則第3条で、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

続きまして、議案第66号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和7年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、道志村職員給与条例の一部が改正されるため、全ての会計年度任用職員についても全給料表を引き上げ、期末手当及び勤勉

手当の支給月額についても併せて0.05月引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

なお、附則第1条で施行期日を、改正条例第1条が公布の日から、第1条の規定による改正後の道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例別表第2から別表第2の4までの規定は令和7年4月1日から適用し、附則第2条で改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなし、附則第3条で、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

以上、議案第60号から66号の説明とさせていただきます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第67号 道志村住民基本台帳条例を廃止する条例についてご説明いたします。

道志村住民基本台帳条例は、住民票の様式のみを定めている条例となりますが、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針及びデジタル・ガバメント実行計画並びに、同日に総務省が策定した自治体DX推進計画に基づき、令和7年度中に自治体の情報システムの標準化が実施されることになり、各自治体で独自の様式を定める必要がなくなったことから、本条例を廃止するものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村住民基本台帳条例を廃止する条例の内容になります。

続きまして、議案第68号 道志村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

本条例は、国において創設された乳幼児等通園支援事業を本村において円滑かつ適切に実施するため、当該事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるものです。

この事業は、保育所等に通っていない乳幼児を対象に、一定時間保育所等での通園機会を提供することにより、子供の育ちを支援するとともに、保護者の孤立防止や子育ての不安の軽減を図ることを目的としています。

本条例では国の基準に基づき、主に、乳幼児が安心安全に過ごすために必要な保育室の面積、設備、衛生管理等に関する基準、乳幼児の年齢や人数に応じた職員配置、必要な資格等に関する基準、利用時間、記録の作成・保存、事故防止、保護者への説明等、適切な運営を

確保するための事項を定めています。

なお、附則において、この条例は令和8年4月1日から施行すると定めております。

以上が、道志村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容になります。

続きまして、議案第69号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたため、職員基準に追加するものです。

また、児童福祉法の改正に伴い引用している箇所が改正されたため、引用している箇所の改正と文言の整理を併せて行っております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第70号 道志村放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたため、職員基準に追加するものです。

また、児童福祉法の改正に伴い引用している箇所が改正されたため、引用している箇所の改正と文言の整理を併せて行っております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第71号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、本条例の第25条において職員の虐待の禁止について定めておりますが、職員が特定教育・保育施設の職員である場合の児童福祉法第33条第1項各号に掲げる行為に加え、職員が幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員である場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項に掲げる行為、職員が幼稚園である特定教育・保育施設の職員である場合は、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項に掲げる行為を追加するものです。

また、児童福祉法33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、条例で同条を引用している箇所を第33条の各号に改めるとともに文言の修正を行っております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第72号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

現在、道志村の給水区域内における給水装置工事につきましては、それぞれ市町村長の指定する工事事業者または工事店により工事を行う指定給水装置工事事業者制度を導入しております。

過去の大規模災害を踏まえ、災害その他非常の場合において、給水装置工事に係る指定工事事業者等の確保が困難とされるときは、特例的に他の市町村長が指定した指定工事事業者等による給水装置工事の実施を可能とすることができるよう、本条例を一部改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、第9条第1項の本則に「ただし、災害その他非常の場合において、村長が他の市町村の長若しくは他の水道事業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれる水道事業の管理者をいう。）（以下この項において「他の市町村の長等」と総称する。）又は他の市町村の長等による法第16条の2第1項の指定を受けた者に給水装置工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。」この文言を加えるものでございます。

なお、附則で施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村水道給水条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第73号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

消防団は、住民の生命、身体及び財産を守るため、日々の消防活動に取り組んでいるほか、日常における防火・防災活動、住民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり活動しています。

また、近年、消防団員の担い手が減少してきている中、台風や集中豪雨による災害時には昼夜を問わず住民のために尽力しております。

こうした実情を踏まえ、国においては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を制定し、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実強化を図るなど、消防団活動の役割と責任は極めて重大なものとなっております。

本改正は、消防団員の報酬等の基準の策定等についての消防庁長官通知において、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとしてされており、昨今の県内の状況も踏まえ、消防団員の年額報酬を国が示した標準額である3万6,500円と定め、上位階級についても標準額と均衡のとれた額に変更し、消防団員の処遇改善を図り、現役団員の士気向上につながるため所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、第12条「報酬」の年額報酬で、団長の年額を12万円から14万円に、副団長の年額を7万円から8万5,000円に、分団長の年額を5万円から5万4,000円に、副分団長の年額を3万5,000円から4万5,000円に、部長の年額を削り、班長の年額を2万3,000円から3万8,000円に、団員の年額を2万円から3万6,500円にそれぞれ改める内容となっております。

なお、附則で、この条例は令和8年4月1日から施行すると定めております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 以上14案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、14案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号から議案第73号までの14案件について採決いたします。

お諮りします。

14案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 道志村の休日を定める条例の一部を改正する条例から議案第73号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までの14案件は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第19、議案第74号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第3回）について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第74号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

令和7年度 道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,344万8,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、11款地方交付税で、普通交付税の確定により1,501万7,000円の増額。

14款国庫支出金で、総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金が変更交付申請に伴

い1,304万2,000円の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、追加交付分229万2,000円増額するなど、1,413万7,000円の増額。

15款県支出金で、山梨県再配達削減推進事業費補助金や、衆議院議員選挙委託金で実績等により236万円の減額。

18款繰入金では、財政調整基金で733万円の増額、道志村公共施設整備等事業基金で2,268万7,000円の減額、道志村まち・ひと・しごと創生基金で116万8,000円の増額で、合わせて1,362万8,000円の減額。

21款村債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、国の補正予算による県営事業負担金で1,600万円増額する一方、過疎対策事業債で、村民会館建設工事や救急自動車購入費において3,130万円の減額となり、合わせて1,530万円の減額で、歳入総額が164万2,000円の減額となっています。

次に、歳出につきましては、人件費において、人事院勧告に基づく給与の改定による増額がある一方、時間外勤務手当等の各種手当の見込みによる減額があるほか、1款議会費において、過疎問題シンポジウム旅費等で増額する一方、議員共済費で減額となり、13万4,000円の減額。

2款総務費において、村民会館整備事業費で入札執行により減額となるなど2,477万円の減額。

3款民生費において、道志村家族介護慰労金支給事業で増額する一方、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の操出金で減額し、173万円の減額。

4款衛生費において、国民健康保険診療所特別会計への操出金で増額するなど、194万6,000円の増額。

6款農林水産業費において、県営事業負担金事業費で増額するなど、1,936万2,000円の増額。

7款商工費において、宅配ボックス購入補助の再配達削減推進事業補助金で減額となるなど、100万8,000円の減額。

8款土木費において、村営住宅建設予定地の土地購入費で増額となり、495万7,000円の増額。

9款消防費において、野原地区旧防火水槽撤去工事で増額する一方、救急自動車購入事業で入札執行により減額となり、169万4,000円の減額。

10款教育費において、条例の改正に伴う職員人件費で増額するなど、111万4,000円の増額

となり、歳出総額で、164万2,000円の減額となっております。

次に第2条、地方債補正は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で増額となる一方、充当している事業費の確定により、過疎対策事業債で減額となり、1,530万円の減額となります。詳細については第2表、地方債補正のとおりでございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号について採決します。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第3回）は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第75号から議案第77号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第20、議案第75号 令和7年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から日程第22、議案第77号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）までの3案件を一括議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第75号 令和7年度道志村国民健康保険特別会計補正

予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,511万7,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、8款繰入金198万1,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費198万1,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号 令和7年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,685万3,000円とするものであります。

主な補正についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款繰入金319万6,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費106万4,000円を増額、2款医業費210万9,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第77号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,752万5,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金38万5,000円を増額、6款繰入金119万5,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費119万円の増額、4款地方支援事業200万円を減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 以上3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号から議案第77号までの3案件について採決いたします。

お諮りします。

3案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 令和7年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から議案第77号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）までの3案件は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第78号及び議案第79号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第23、議案第78号 令和7年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第2回）、日程第24、議案第79号 令和7年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）の2案件を一括議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第78号 令和7年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、冬季における漏水修繕費の増額、給与等の不用額の減額、申告額確定に伴う消費税の減額が主な補正内容となります。

第2条収益的収入及び支出の補正は、支出第1款簡易水道事業費用、第1項営業費は、既決予算額6,833万9,000円に対し110万円を増額し、営業費用の総額を6,943万9,000円とするものです。

第2項営業外費用は、既決予算額469万8,000円から110万円を減額し、営業外費用の総額を359万8,000円とするものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与等508万3,000円については、他の経費との間に相互に流用する場合には、議会の議決を経なければならないことについて定めております。

なお、補正予算の詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第79号 令和7年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、浄化槽等の修繕費の増額、人事院勧告に基づく給与改定による増減、申告額確定に伴う消費税の減額が主な補正内容となります。

第2条収益的収入及び支出の補正は、支出第1款浄化槽事業費、第1項営業費用は、既決予算額1億283万9,000円に対し110万円を増額し、営業費用の総額を1億393万9,000円とするものでございます。

第2項営業外費用は、既決予算額819万円から110万円を減額し、営業外費用の総額を709万円とするものです。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与等1,810万1,000円については、他の経費との間に相互に流用する場合には、議会の議決を経なければならないことについて定めております。

なお、補正予算の詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 以上2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号及び議案第79号の2案件について採決いたします。

お諮りします。

2案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 令和7年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第2回）、議案第79号 令和7年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）の2案件は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（杉本孝正君） 日程第25、発委第7号 閉会中の継続調査について議題とします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化特別委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、発委第7号 閉会中の継続調査については、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で議事は全て終了しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（杉本孝正君） ここで、閉会に当たり、出羽村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、出羽和平君。

〔村長 出羽和平君 登壇〕

○村長（出羽和平君） 令和7年第6回道志村議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、12月9日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、道志村過疎地域持続的発展計画の変更や、各種条例の一部改正、一般会計補正予算（第3回）など、全ての案件をご承認いただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、提出した議案のほか、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議をいただき、感謝を申し上げます。

その協議会の中でご意見のあった村の残土処理場に係る土地取得の案件では、将来の残土処理についても前向きなご意見をいただき、村民の皆様の安全な暮らしをお守りするためにも、残土処理場確保の重要性について、議員の皆様と共有できたものと理解しております。

また、村の人口減少対策にとって必要な住宅整備に係る予算についても、大変貴重なご意見もいただき、事業を進行する上でも、大いに参考とさせていただくことができました。

テレビ難視聴地区の問題についても、それぞれの地区での状況もお聞かせいただき、災害時には大事な情報源となるほか、住民の皆様の生活を豊かにしている地上デジタル放送の重要性について改めて確認させていただき、対策の必要性を実感しました。

そして、私が社長を務める株式会社どうしが管理する道の駅どうしをはじめとした、幾つかの公共施設についても、問題点などもご指摘いただくとともに、参考となるご提案もお聞かせいただくことができました。

株式会社どうしの運営については、現在、問題点や課題点を洗い出し、関係者と共に協議しているところでありますので、今後改めて、議会の皆様にもご提案させていただきますので、引き続きご指導くださいますようお願いいたします。

今後も、議員の皆様をはじめ、住民の皆様との対話を続け、私の掲げた公約を一つずつ前に進め、一人一人が輝く「住んでよかった村づくり」の実践に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、これからも、ご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、冬の寒さが身にしみる頃となりましたが、議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。令和7年第6回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎閉議の宣告

○議長（杉本孝正君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（杉本孝正君） これをもって令和7年第6回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時4分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---